



FACE ANALYST SCHOOL 受講規約

一般社団法人 KTY フェイスアナリスト協会

本受講規約（以下「本規約」という）には、一般社団法人 KTY フェイスアナリスト協会（以下「当協会」という）の許諾に基づき、貴方が受講申込を行い、当協会が提供する講座を受講するにあたっての貴方と当協会との間の契約条件が規定されています。

（本規約の適用）

第1条 本規約は、FACE ANALYST SCHOOL（以下「当スクール」という）が主催、提供する講座（以下「本講座」という）を利用するに当たり適用されます。

2 本講座の申込みをした者（以下「受講生」という）は、申込みの時点で本規約に同意し、その内容に同意したものとみなされます。

（規約の変更）

第2条 本規約は予告なく変更される場合があります。

2 規約が変更された場合、当スクールから受講生に対する通知をするものとし、これに対する異議申し立てがない場合は、通知日をもって同通知の内容に同意したものとみなします。

（講座の利用料金）

第3条 受講生は、当スクールが別途定める受講料金を、当スクール所定の方法により支払うものとします。

（料金支払い方法）

第4条 受講生は、当講座を受講するに当たり、別段の定めのない限り、受講料金を受講前に支払うものとします。

2 受講料金の支払い方法は、振込決済方式とします。所定の受講料金を当スクールが指定する期日までに当スクール指定の金融機関口座に振込むことにより支払うものとします。

3 受講料金の支払いにかかる手数料は、別段の定めがない限り、受講生の負担とします。

（授業の中断等）

第5条 交通機関のトラブル、台風・地震等の自然災害、講師の不慮の事故、病気等、当スクールが不可抗力と判断したときは、休校または延期することがあります。ただし、代替日を設定し、受講できるようにします。

（契約の成立）

第6条 受講生は、当スクール所定の方法で受講申込みを行うものとし、別段の定めがない限り、入金の確認をもって契約が成立したものとします。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当スクールの判断をもって申込みの不成立とみなすこと、または成立した契約を解除することができます。

- ① 申込みに際し、虚偽の事実があることが判明した場合
- ② 申込者が本規約に反する行為を行う蓋然性が高い等、申込みの成立を認めることが不適切であると当スクールが判断した場合

(著作権について)

第7条 当スクールの提供・使用する教材、案内その他の印刷物、ソフトウェア、デジタルデータを問わず著作権、特許、商標、意匠、ノウハウその他の知的財産権は、当スクール又は当スクールが使用許諾している第三者に独占的に帰属し、下記の行為は認められません。

- ① 教材の無断での複製、引用、翻訳、翻案、転載
- ② 第三者に対する開示、頒布、販売、譲渡、貸与、送信
- ③ 教材の全部又は一部の改変、派生的制作物作成

(無断開示・教示等の禁止)

第8条 受講生が、有償、無償を問わず、第三者に当スクールの技術・技能を開示、漏洩、提供、教示するためには、当スクールによる事前の書面による許可を必要とします。

2. 前項に関わる禁止事項は、別添資料に規定する。

(禁止事項)

第9条 受講生は、本講座の受講に当たり、前2条の他、以下の各号のいずれにも該当する行為をしないものとします。

- ① 本規約に違反する行為
- ② 他の受講生または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- ③ 当スクールの事前の許諾なしに本講座を受講する権利を第三者に譲渡、売買、貸与、または名義変更する行為
- ④ 携帯電話・デジタルカメラ・ビデオカメラ・カセットテープ・ボイスレコーダー等による受講内容の録画・録音をする行為
- ⑤ 「本講座に関連して営利活動・宗教上の勧誘等を行う行為
- ⑥ 当スクールが不適切と判断する行為
- ⑦ その他、法令・公序良俗に違反する行為

(損害賠償)

第10条 受講生または受講申込者が、本規約または法令に違反する行為を行い、その結果当スクールまたは第三者に損害を与えた場合、当該受講生または受講申込者は、当スクールの被った一切の損害の賠償をする責任を負うものとします。

(免責)

第11条 当スクールは、その責めに帰することができない事由により生じた損害その他以下の各号の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず一切の責任を負わないものとします。

- ① 第5条のうち、交通機関のトラブル、台風・地震等の自然災害に起因して発生した損害
- ② 当スクールの講座により習得した知識、技能を不正確または不適切に使用したことにより、受講生または第三者に発生した損害
- ③ 受講生同士または受講生と第三者との間での個人的な問題により発生した損害
- ④ 第三者の故意による介入により生じた損害

(合意管轄)

第 12 条 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 13 条 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、当スクールと受講生間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

別添資料

第 8 条で禁止している具体的事例、及び補足事項

(禁止事例)

- ① KTY メソッド (顔筋コーディネイト) を使った講演、セミナーの企画、実施
- ② サロンなどの店舗での顧客への有償による KTY メソッド (顔筋コーディネイト) 施術提供
- ③ KTY メソッドを提供する新たなサロン開業
- ④ 顔筋コーディネイトに関わる資格認定事業
- ⑤ 自身のホームページ、Youtube などの動画サイト、その他 SNS、印刷物、出版物へ「顔筋コーディネイト」の名称を使用すること。
- ⑥ KTY メソッド (顔筋コーディネイト) を顧客へ有償にて提供する際、Suu 以外のジェル、化粧水、美容液を使用すること。
- ⑦ 当協会の資格認定は、顔筋コーディネイトのクオリティーを保証するものであり、この資格がない方が顔筋コーディネイトを行っていると表記したり、宣伝すること。
- ⑧ 顔筋コーディネイトの名称は、商標登録された正式な名称です。当協会の許諾なしに使用すること。この名称を連想させる似通った名称も違反の対象となりますのでご注意ください。
- ⑨ 当スクールで学んだ技術、技能の使用に際しては、認定証を受けた受講者のみがこれを行うものとし、そのスタッフ、家族その他第三者にこれを使用させること。
- ⑩ 当スクールにおいて身につけた技術・技能を、理由の如何を問わず不特定または多数人を相手に使用するためには、必ず Faceanalyst インストラクターコースの受講を修了し、認定試験合格後といたします。受講期間中及び認定試験合格前の段階では、家庭内での使用または自己の研鑽のため受講者同士で練習する限りにおいて使用できるものとします。
- ⑪ 顔筋コーディネイトと化粧品 Suu は KTY メソッドを構成する密接不可分の関係です。KTY メソッドを有償にて顧客へ提供する場合は、Suu 以外の化粧品を使用すること。

【その他補足事項】

- ① サロン・治療院等において、業として施術を行う際には、ホームページ・チラシ・名刺等に掲載、記載する時は「顔筋コーディネイト」と表記すること。
- ② スクールとは別の独立した法人又は個人に属し、あるいは個人の資格において施術を行う場合、当スクールの認定証を掲げて実施している場合であっても、一切の責任は当スクールにはなく、すべて自分自身の責任において処理するものであることを認識いただきます。
- ③ 受講修了後においても、自己が第三者の身体を扱う技術を使用するものであることを自覚し、更に研鑽を積み、なお技術の向上に努めていただきます。スクールから技術の再確認を求められた場合にはこれに応じ、不十分とみなされた場合には再度認定を得るまでは、その技術を使うことを禁じる場合があります。